

2021年3月

お客さま各位

しまなみ信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年4月1日（木）以降に新規開設いただく預金口座に適用させていただきます。

これに伴い、下記のとおり預金規定を改定させていただきます。

記

1. 改定対象の預金規定

普通預金規定、総合口座取引規定

2. 改定日

2021年4月1日（木）

3. 改定内容

(1) 「未利用口座管理手数料」条項の新設

未利用口座管理手数料についての条項を追加します。

19. (未利用口座管理手数料)

- (1) 2021年4月1日以降に開設した普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。
- (3) この預金口座が未利用口座となった場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (4) 前3項で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。
- (6) 解約された口座の再利用はできません。

以上